

## 第8期 第2回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和3年11月15日（月）15：00～17：10

オンライン開催

### 次 第

- 1、開 会
- 2、議 題
  - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
  - (2) 各専門部会の取組について
  - (3) 地域生活支援拠点等について
  - (4) 地域部会について
  - (5) その他
- 3、閉 会

### 配布資料

- ①第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【議題1】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【議題2】各専門部会の取組
- ⑤【議題3-1】さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱
- ⑥【議題3-2】地域生活支援拠点資料
- ⑦【議題4】基幹相談支援センター・地域部会の設置について

### 出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、加藤（シ）委員、加藤（美）委員、黒田委員  
遅塚会長、遠山委員、長岡委員、三石委員、山川委員  
（欠席者：山口委員）

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、星野課長補佐、金澤係長、林係長、小林主査  
利根澤主任、高橋主任、上原主事、近藤主事  
（障害政策課）竹内課長、増田課長補佐、大塚係長

(遅塚会長)

- ・開会
- ・出欠状況確認（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について

(事務局)

- ・課長挨拶
- ・職員挨拶（障害政策課、障害支援課）
- ・資料確認
- ・傍聴許可（9名）

(遅塚会長)

それではこれから議事に入ります。ご発言される方は他の会議と同じように挙手いただければ、私の方で指名をいたします。冒頭でお名前をおっしゃってからご発言いただければと思います。

それでは本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」です。

事務局、ご説明をよろしくお願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例  
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び  
法人を特定することができる情報を審議するため、  
会議録を非公開と致します。

(事務局)

はい、議題2「各専門部会の取組について」ご説明いたします。

### 【1 地域生活支援部会】

まず、資料2-1「地域生活支援部会」をご覧ください。

令和3年度第1回の地域生活支援部会は、アウトリーチモデル事業について協議を行いました。また、地域移行・地域定着支援連絡会議について報告がありました。

はじめに、アウトリーチモデル事業についてですが、資料の図のとおり、保健・医療・福祉等の関係機関による多職種チームが対象者への訪問支援を行う事業内容となっております。まず、令和1～2年度のモデル事業の実績を報告し、つづいて、令和3年度の事業運営について協議しました。令和3年度は、見沼区と緑区において事業を実施するほか、3区目として北区での拡大を進めています。

次に、地域移行・地域定着支援連絡会議についてですが、市内6病院に対し、新型コロナウイルスの影響などのアンケートを実施したとの報告がなされました。また、ピアサポーターの活動についても報告がなされました。

地域生活支援部会からの報告は以上です。

### 【2 障害者虐待防止部会】

続いて、資料2-2「障害者虐待防止部会」をご覧ください。

8月19日に開催した第1回目の障害者虐待防止部会では、まず令和2年度障害者虐待統計の報告を行い、障害者虐待の実態について委員の皆様からご意見をいただきました。

次に、今年度から対象を拡大した「緊急一時保護等事業」の活用方法の検討を行いました。「虐待予防としての体験利用」、「親元等からの自立としての体験利用」の対象者を検討するため、区役所支援課が把握している事例について共有いたしました。今後もコーディネーター連絡会議等と連携しながら、第2回目の部会では障害者生活支援センターが把握している事例等も含めて共有し、実際の利用へ向けた検討を進めたいと考えております。

最後に、障害者相談支援指針の一部改訂について、スケジュール等を報告いたしました。内容としましては、「緊急一時保護等事業の拡大による修正」と「厚生労働省の手引きの変更による修正」がございますので、順次進めてまいります。

障害者虐待防止部会からの報告は以上です。

### 【3 相談支援部会】

続いて、資料2-3「相談支援部会」をご覧ください。

令和3年度第1回の相談支援部会においては、「1 地域生活支援拠点について」、「2 岩槻区地域部会からの意見について」、「3 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について」、「4 さいたま市障害者緊急一時保護等事業に関するアンケート結果について」、

検討を行いました。

検討内容は記載のとおりとなっておりますが、地域生活支援拠点および地域部会につきましては、この後の議題3・4でご説明します。

相談支援部会からの報告は以上です。

#### 【4 子ども部会】

続いて、資料2-4「子ども部会」をご覧ください。

第1回目の子ども部会では、さいたま市の医療的ケア児の現状について、市民の方々に広く関心を持っていただくきっかけとすることを目的として、令和元年度に実施した医療的ケア児実態調査結果の公表について検討いたしました。

公表内容や方法等につきましては、まず、調査結果を報告書とその概要版としてまとめたうえで、市ホームページへの掲載と今回の調査にご協力いただいた各特別支援学校へ提供することを予定しております。また、公表時期につきましては、令和4年1月14日開催予定の第2回子ども部会にて、公表内容や方法を確定させ、2月から3月にかけて公表をする予定となっております。

また、昨年度までの子ども部会では、医療的ケアに関する施設や支援方法等についての情報把握の偏りや、資源の不足といった課題が出ておりましたが、今年度、医療的ケア児実態調査結果の公表にあたりまして、報告書やその概要版の内容について、委員の皆様から様々な感想やご意見を頂きました。

主な意見としましては、「調査にご協力いただいた特別支援学校の複数の保護者から、今回の調査で自分たちの声を聴こうとしてくれたことで心が和らいだとの声があり、調査を実施したこと自体に大きな意味があったのではないか」や、「自宅での主たる医療的ケア実施者が病気や外出等により、医療的ケアができない場合に、代わりに医療的ケアを依頼できる方がいないと回答している方が一定数いたことについて、早急に対応すべきではないか」等のご意見がありました。頂いたご意見等を元に調査結果報告書の内容を修正し、公表に向けて検討を進めてまいります。

議題2、「各専門部会の取組について」のご説明は以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。それでは委員の皆様方から、ご意見やご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

ご質問がないと私からお伺いしますが、地域生活支援部会のアウトリーチ事業について、今回緑区と見沼区に続いて北区での拡大を進めているということですが、今後は他区にも広げるプランなのでしょうか。それとも、モデル事業なので北区で終わりという位置付けなのか教えていただければと思います。

(事務局)

アウトリーチ事業の今後につきましては、全区展開する予定という状況でございます。  
委員様の中に保健所の方もいらっしゃいますから、念のため補足等ございますか。

(山川委員)

保健所の方では、今後の計画について詳しくは把握しておらず、展開中であると聞いているところですよ。

(加藤委員)

アウトリーチ事業はとても良いことだと思います。ただ、皆さんに周知するのは難しいの  
でしょうけれど、事業を分かっている人がなかなかいない気がします。

障害者生活支援センターなど、色々な所へ相談に行った方は繋がるのですが、そこま  
で行けない方がちょっとした相談に来た場合に、こういう事業があるということ把握し  
ていないと、なかなかそのような底辺の人達を救えないのではないかと思います。

事業は盛んになっているのに、周知されていないことが気になります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。せっかくの事業なので、対象の方にもう少し周知すれば効果が上  
がるのではないかというご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

加藤委員の貴重なアドバイスにつきましては、地域生活支援部会の中で一緒に事務局を  
している、こころの健康センターと相談しながら、周知について検討して参りたいと考えて  
おります。

(遅塚会長)

この事業自体、しっかり通院していたり色々な相談機関が関わっていたりする人ではな  
く、加藤委員ご指摘の、隠れてしまっている方から選んで、資源を投下して進めていくもの  
かなと考えていますけれど、どのように対象者を発見して、どのように選んでいるのでしょ  
うか。黒田委員にお聞きしてもよろしいでしょうか。

(黒田委員)

周知は非常に大事なのですが、今お話があったように、実際にモデルの対象として関わっ  
ている方は、例えば単身生活の方など、なかなか普通に周知することができないような方が  
多いように思います。

具体的には、例えば各区の福祉課や支援課が関わっている方で、非常に生活状況が厳しく、

このままではもしかすると生活破綻や入院の可能性もある方です。

今はまだモデル事業ですので、そのような支援の難しい方について、どのように事業を進めたら有効性があるのか、試行錯誤しているところかと思います。それから将来には10区に広げていきたいというところ です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。

皆さん、それぞれの部会の報告について、確認したいことがあればお願いいたします。

よろしいですか。それでは議題3「地域生活支援拠点等について」に移ります。

(事務局)

それでは議題3、地域生活支援拠点等についてご説明いたします。

7月9日に開催されました第1回地域自立支援協議会の中で、令和3年7月1日付で施行したさいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱の運用方法につきましては、各専門部会などから意見を伺いながら検討していくとご説明しておりました。

具体的な運用方法につきまして、8月31日に開催されました第1回相談支援部会や遅塚会長のお声がけにより開催した意見交換会の中で検討を重ねてまいりました。その中で出た意見の中で、

- ・拠点事業所としての登録に際しては、書面でのやり取りだけではなく、地域の中で事業所が担う役割についての話し合いの場が必要である
  - ・障害者支援施設に関しては区単位ではなく、市全体として取扱う
- という点については共有できたと考えております。

それらを踏まえまして、現時点での運用方法につきまして、資料3-2のとおり案を作成いたしました。

まず、障害者支援施設以外の障害福祉サービス事業所の登録手続きについてご説明いたします。

地域生活支援拠点として登録を希望する事業所は、その事業所の所在する区の地域部会に出席し、地域の中でどのような役割を担っていくのか話し合いを行っていただきます。

次に、地域自立支援協議会に対し、地域生活支援拠点として登録を希望する事業所名、サービス種別、地域で担う役割等について地域部会から報告し、評価を受けていただきます。評価を受けた事業所は障害支援課へ登録申請書等を提出していただくという手続きを想定しております。地域部会から地域自立支援協議会への報告方法について現在検討中です。

続いて障害者支援施設の登録手続きについてですが、障害者支援施設は全市的な役割を担っていただく必要があるため、直接地域自立支援協議会に出席していただき、評価を受けていただくことを想定しております。また、地域生活支援拠点として登録された障害者支援施設に負担がかかりすぎることがないように調整する運用も必要になると考えております。

最後に、各事業所への周知に関しましては、時期や方法は未定ではありますが、事業の概要や手続き方法について説明する機会を設けたいと考えております。

説明は以上です。

(遅塚会長)

ただいまの事務局の説明に関して、ご意見ご質問がある方はよろしくお願ひいたします。

(内田委員)

まず、地域生活支援拠点事業実施要綱第7条です。登録の手続きの中に「拠点事業所を設置する区又は拠点事業を実施する区の基幹相談支援センターを通じて」とあり、基幹相談支援センターがなければ区役所の支援課等を通じてと読めるのですが、私共の施設がある緑区には基幹相談支援センターがありませんし、他にも同じような状況の区がいくつかあります。

また、登録手続き概要に「部会に出席して」とありますが、さいたま市の場合は基幹相談支援センターがなければ部会がありませんから、経過的にはここをどのように対処をしていくのかという点が気になります。

私共の施設は児童を含め3か所ありますが、さいたま市は非常に大きな町で非常に人口が多いので、もし私共だけしか登録しなかったら、緊急保護が集中するのではないかという心配があります。

もう1つは、私共の法人が非常に拘っているところです。入所施設に入ってロングショートになると、地域で支えてくれていた人達との関係が全部途切れてしまいます。今、施設にはロングショートの方がお二人いるのですが、お二人とも地域にいた時に利用していた日中系のサービスを変えずに、送迎していただいて通っています。このように、その方が生まれ育った地域との関係性を持ったまま、なるべく今までの暮らしを変えずにいきたいということです。

入所施設に入って終わりではなくて、その後どんな形で地域に戻すのかと考えたときに、今までの支援の関係性は非常に武器になります。入所に入れたことでそれらを全て断ち切ってしまうと、利用する人たちが非常に不利益を被ってしまいます。

地域生活支援拠点事業の背景にも、地域で安心して暮らせる環境を整備するということがあります。ですから、ロングショートから入所に繋げるということでは、この事業の方向性と違ってしまわないかと思えます。ただ現実的には、これだけ多い人口を抱え、比較的社会的資源が多くない中で相談支援事業所の人々が四苦八苦しながら支援しているので、そうせざるを得ない事情というのは良く分かります。

それから前回の情報交換会で申し上げたように、緊急対応の期間はどれぐらいかということです。3か月なのか、もっと早く1か月でも良いかもしれませんが、やはりその人の支援がこのままで良いのか、どういう展開をするのかを再アセスメントする必要があります。

ロングショートから入所に繋げる際にも、意思決定支援が重要ですよ。どんなに障害が多くとも意思はあるわけです。ただ彼らはそれを表現するのが弱いですし、受け取る側もそこまでのアンテナが張れていないということです。どこで誰と暮らすかというのは非常に重要なことですが、なし崩し的にそういう流れになってしまうのは、利用する人たちの立場から考えるといかがなものかと私は考えています。

入所施設同士で上手くやっていくために調整したらどうかという話もあります。入所施設が抱えている課題も、それぞれの施設によって違いますし。エリア分けが良いのか、等の知恵を出し合うと。全市的に対応することが原則で、私共も緑区を中心にその近隣の区からは受けていて、時には大宮区や西区からも受けていますが、今私が申し上げたようなことも考慮して調整していくと良い支援ができるのではないかと考えています。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。内田委員から大きく分けて3点のご意見をいただきました。最初の2つについては手続きの話で、今もまだ基幹や部会がない地域が過半数を占めているので、一体どうするつもりなのかというお話でした。

3つ目は内容面の話で、非常に重要なお話であったかと思います。地域生活支援の拠点と銘打ちながら、緊急ケースは入所施設にお願いして、入所施設が受け取ってくれたら終わりとしてしまっただけではマイナスにしかならないだろうというご指摘かと思います。

入所施設に任せてということではなく、お願いする地域と、それは当然元に戻るときの地域とほぼイコールだと思えますが、そういうものとの仕組みも一緒に考えていかないと、かえってマイナスになるという厳しいご指摘でした。

以上について、事務局からご意見、ご回答をお願いします。

(事務局)

先ほどの内田委員のご発言について、事務局から説明させていただきます。

まず基幹相談支援センターや地域部会がない区の運用をどうするかというところですが、将来、地域部会或いは基幹相談支援センターを設置することを具体的な計画に盛り込んでいくことを前提に、運用上は何らかの暫定的な措置ができないかと考えているところがございます。ただ、皆様のご意見をいただきながら、今後細かいところは進めて参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、3点目につきましては、全市的な役割を入所施設が担うという趣旨の中で、やはり最終的には地域で暮らす障害のある方が住みやすい形がいいわけです。そういう意味で例えば緑区において受入れをした場合には、全市的な役割は担うということではございますが、もともといた地域や支援となるべく乖離することがなく、受入れができるように地域全体で支えられるような形が望ましいのではないかと、事務局としては考えております。

入所後の生活や退所後の生活を地域で見据えて、ある程度評価した上で、受け入れができ

るような地域での取り組みがなされればと事務局としては考えております。

(内田委員)

事務局のお考えと私の考えは大分似ていると思います。ただやはり、入所や緊急対応ができない区のご心配というものはおそらくあると思います。

例えば、遠くの区は絶対に受けないというわけではないのですが、生まれ育った今までの暮らしの形をなるべく変えずに、その後地域に戻していくというスムーズな流れをどのように作るかと考えると、やはり今までいた場所に近い所の方が、支援がスムーズに行くのではないかと考えています。

地域生活の支援においては、障害のある人が安心して暮らしていけるような地域を作るためのネットワークを構築することが一番重要ですね。緊急対応で入所施設に入れて終わり、ではないわけです。

それから、私も知的障害のある子どもを持つ父親ですが、特に知的障害の人にとっては意思決定支援が非常に重要であるが、なかなか難しい支援であることも事実ですね。やはり支援を受ける側の意思に基づいて我々は支援をするわけで、支援をする側の考え方や趣味でやっているわけではないので。誰を真ん中に置いて支援するかという考え方を崩してしまったら、この仕事は何なのかという話になってしまいます。

現実には、入所施設が抱えている課題などについて、お互いに協力し合って体制を作るよう、少しお話し合いをしようかと長岡委員と話しています。以上です。

(長岡委員)

入所施設の本来の使命とは何なのかという議論は、拠点事業がなくても真摯に考えなければいけないし、そういう取り組みをしている事業所もたくさんあるかと思います。

これは前からこの会議の場や事務局にもお伝えしていたけれども、やはり緊急時の受入れ体制を作るということはもの凄くエネルギーがかかることであり、現場の全ての職員にある程度火がついてくれないといけない。この部分がなごりのまま要綱が出来たり、登録の流れの話になってしまったりすることは、現場的には非常に不安があることだというご理解をいただければと思います。

事業者間で話し合いをしましょうという話の前段階として、多分どこの事業所でも拠点に関する話が始まっていると思いますが、うちの法人では、緊急とはなんだろうかという話が出ています。

さいたま市で虐待防止の流れを作った時に、虐待の中でも命と財産に関わるような状況を緊急という、というような定義になっているかと思いますが、うちの事業所の中では幾つか意見があります。一つは、普段の体制で受入れが難しい場合、例えば職員が3時間も4時間も職場に残って調整をしなければいけないとか、受入れのために休みの職員や朝から勤務する職員が連続勤務で急遽現場に入らなければならないような状況というのは十分緊急

であるという言い方をします。それからもう一つ、うちの相談支援事業所では、8050 問題など将来的に緊急になるリスクが非常に高い人たちを優先してもいいのではないかという話があります。

さいたま市として或いは自立支援協議会として、この緊急の定義についてはなかなか深掘りをしていないところなのではないかと思います。例えば、命と財産に関わるような緊急のケースというのは、毎月 1 人という頻度で起こるわけではないです。年に数件、多くても 5、6 件かもしれない。しかし、現場はそういう人がいつ現れるか分からないという緊張感の中にあるため、私個人の考えになりますが、年に数件でも一番大変な人たちを支える役割をうちの事業所では担えないかという話をしています。

最近は何もなくなくなりましたが、障害のある方など、一番大変な状況の方たちが暮らしやすい街が全ての人にとって暮らしやすい街だという言い方がありましたが、私はその通りだと思うのです。万が一大変な状況になっても、サポートする仕組みがあるという状況は、内田委員がおっしゃっていたように安心して地域で暮らす上で不可欠ではないかと。

8050 問題の話に絡めますが、発見や見守りなどの取り組みが非常に重要です。それは、地域の医療体制で例えるなら、主治医の町医者先生がいてすごく助かるという状況と同じです。ただし、自分自身が急変した時には必ず救急車を呼ぶじゃないですか。私も、多分ほとんどの方が、人生で救急車はそう多く使わないと思いますけれども、何かあれば救急車が来てくれる状況というのは、当たり前な安心感に繋がっているのではないかと思う部分です。おそらくそれは、町で個人の病院を運営されているようなお医者さんにとっても、もしかしたらその体制がなければ受けられない患者さんがいるのかもしれないです。

そういう意味でも、緊急体制についてさいたま市の自立支援協議会として私たちが議論していかなければいけないですけど、そこができないのであれば入所施設が始めましようという話なのかなと思っています。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

長岡委員のご発言の 1 つ目は、事業内容については、それぞれの事業所の職員まで届くように説明などをしながら進めていただきたいというお話で、2 つ目は緊急とは何なのか、しっかり考えておく必要があるというお話でした。実際、緊急のケースも確かに一定数あるけれど、緊急にしてしまっているケースの方が多いのではないかとお話を聞いて思いました。

最後のたとえ話は、主治医との普段の繋がりがあってこそ、救急車が活きるというお話。これは、普段しっかりした支援があって初めて、入所施設の機能を果たせるのであって、主治医的な部分がなく全部救急車に押し付けていたら、救急車の緊急機能は麻痺してしまうというようなお話でした。また逆に言うと、救急車的なものが最後に控えているからこそ、日常的な支援もしっかりできるのではないかという両面で考えなさいというご意見だったかと思います。

最初の内田委員のご発言の中で、拠点事業はネットワークづくりだというお話がありました。まさしく拠点事業は、緊急ケースなども含めて、何かあった時にみんなで話し合いができるような人間関係や組織を事前に作っておくというものだと考えております。

そういう意味で、拠点事業の機能の中にある地域づくりがその部分に相当するのかなど。市からも、地域部会の取り組みを拠点事業の地域づくりに絡ませて考えたいというお話をずっといただいていた、それは私もその通りだと思います。

ただ、この要綱などを見ると、「登録していること」や「登録名簿に載っていること」という制御をしている部分がありまして。行政だから仕方ないところではあるけれど、それに対して意見交換会や相談支援部会で委員さんからの様々な意見がありました。実際に何をするか、それぞれがどの役割を果たすかについては、区ごと事業所ごとに違うのだから、地域部会的なところで、実質的にどの役割を持つか、どの仕組みで頑張るかということと一緒に話し合うことを、地域づくりに参加していると見なした方が良いというご意見でした。

それを踏まえて、今回のパワーポイントの説明には地域部会で話をするということが書かれているのだと理解をしております。

そういう視点で見ていただいてどうでしょうか。これは続けて話し合いをしていかなければならないほど、まだ課題がたくさんあり、未解決、未整理な部分も沢山あると思いますが、この機会に皆様からご意見をお聞かせいただければと思います。

(三石委員)

やはり地域支援拠点事業に盛り込まれている5つの機能をどのように充足させていくのかということが大事なのだらうと思っています。特に緊急時の受入れや、体験の機会の提供が重要かと思っています。

内田委員や長岡委員が、入所施設で見えてくる課題や実態についてすごく丁寧にお話いただいたので、さいたま市でこの拠点事業を進めていくにあたり、緊急時に入所施設の現場職員がどのように力を尽くして受入れているのか、どういう暮らしの実情におかれている人達を受入れているのかということの実態を、自立支援協議会でも丁寧に共有していく必要があるなど改めて思っています。

例えば体験の機会でも、親元からの自立で一人暮らしの体験の機会があった時にも、症状が重い精神障害者を親が必死に支えているということは、家族会の中でよく出る話です。

やはり単純な親からの自立だけではなくて、その家族自体もサポートしていく必要がありますし、親からの自立をどのように図るのかというところは、実態から見えてくることもあると思います。

5つの機能はどれも大事で重い事業だと思うので、いくつかテーマを絞ってでも、優先順位をつけてでも、実態把握をしながら、ネットワークづくりやさいたま市で安心して暮らすことを保障していくような仕組みを作っていくことが、自立支援協議会でも必要ではないかなと思ったところです。必要とあればコーディネーター連絡会議としても、協力すること

はできますので。

(遅塚会長)

拠点事業では、今までのお話でどうしても緊急保護の部分や地域づくりの部分に光が当たってしまいますけれど、しっかりと5つの機能について話した上で、優先順位を付けてでもいいから、まず実態の把握を自立支援協議会でやっていくべきではないかというご提案でした。

地域部会の話や基幹相談支援センターの話の流れから、つい相談支援の検討を中心に考えてしまうことは私も反省点でして、実際に協力していただくサービス提供事業者の流れが疎かになってしまっているという印象があります。そのあたりも含めて、この拠点の展開について市の方に頑張っていただきたい部分もあるかなと思います。

資料3-2の2ページ目、障害者支援施設の説明の①に「事業所が所在する区の地域部会で、全市的な役割を担うことを確認する」と書いてありまして、先程お話ししたように地域の事業所は地域部会の中でしっかり皆で話し合うという関係性を持たないと、登録してはいけないと思っていますが、入所施設の場合には、その施設が建っているところの地域部会を通すというところに、私個人的には疑問があります。

全市的な役割が元々あるのだから、あえて地域部会を通さずに直接自立支援協議会でもいいのではないかという思いがありつつ、やはり地域の一施設なのだから、地域部会で話し合いをしていただく方が良いという考え方もあり、ここは自分的には迷うところです。もしこの点についてご意見がある方がいらっしゃったら教えていただけると嬉しいです。

(内田委員)

さいたま市は非常に広くて人口が多いですから、本当は3つぐらいのブロックで考えた方が良いでしょうし、私が言っているように地域で関係性を作るとはとても大変です。

例えば支援学校の同級生がいるとか、隣近所の良く知っている人達がいるとか、そういう環境の方が、地域で暮らしていくときにはかなり優位です。私も地元で長いこと民生委員をやっていましたが、結構インフォーマルサービスが大事です。さいたま市の部会などを見ると、フォーマルサービスの組み立てというレベルです。フォーマルサービスの組み立ての間を、インフォーマルサービスで埋めていかないと、やはり地域で暮らすのは実は難しいです。24時間ヘルパーを付けるわけにはいかないですね。

例えばお母さんが、学校行くときに車椅子に乗せますよね。その時に足を持ってもらおうと全然違う。そのためだけにヘルパーさんが来るのは大変ですけど、その時にご近所の知り合いの方にほんの少し足を持ってもらえたら良い。

フォーマルサービスだけだと地域で暮らしていくのはすごく難しい。さいたま市に来てから私が非常に感じているのは、日中支援しか使っていないかなり障害の重い人たちが地域にいます。私共のところに通所している方は知的障害ですけど、お母さまは精神

障害があって、よくこの家族の中で暮らしが続いているなど思うくらい綱渡りの生活をしています。また、ごみ屋敷状態の所もあって、親御さんたちに対しても、かなり時間をかけて細かく支援をしていかななくてはならない場合が意外と多いです。

さいたま市緑区は12万人いて、元々私が活動していた東松山市は9万人ですから、東松山市より緑区一つで大きいです。エリア分けをして組み立てていく方がいいのか、ただ、さいたま市という大きな街ではそんなことを言ってもらえないのか。

それから、入所施設からすると、我々は困ったときにどうにかしてくれる受け皿でしかないのかなという、やや被害妄想的な感覚もあります。相談支援事業所の方はたくさん抱えて次から次に相談に来ていて、ある程度捌いていかないとギブアップしてしまう訳ですから、それを絶対駄目だとは言わないですけど、入所に入れて後はよろしくというのは違う、そこで終わりじゃないですよと思います。どこかの施設で他害があり追い出されてしまったからそちらで見てくださいという、許し難いケースもあります。

(長岡委員)

内田委員のお話で、地域のイメージが非常に分かりやすかったです。入所施設に限った話ではないですが、事業所の職員を育てていく中で、自分の事業所だけが良ければいいのではなく、地域に目を向けていくことは凄くハードルが高いです。そういう意味では、いきなり全市的にみんなで頑張ろうという話には持っていきにくいなと思っています。

自分のところの法人の職員に、まず岩槻区でという言い方をしてしまうのは、事業所から一歩出たところで考えよう、取り組んでいこうというニュアンスで使うからだと思います。全市で考えるという視点が非常に大切だということもよく分かりながらも、現場的にはまず事業所から一歩出たところに足場を置きたいというのが正直なところでもあります。

それと、内田委員の話にあった、調整の話と入所施設に丸投げになってしまっているという話ですが、フォローやバックアップをお願いできるような区とそうでない区では、受ける側は正直かなりモチベーションが変わってきます。受入れたのはいいけれど何もしてくれないとなると、この後自分たちでどこまでやらなくてはいけないのか、という話は現場で出ていますし、逆に、フォローなどをしてくれる区支援課と相談支援事業所から緊急ですと言われた時には、最初の段階で、ここまではやるからこの後はお願いできますかという調整のお話ができます。

ですから、全市的と言いながらも、区の体制や考え方によって斑になっていくのではないかという気がしているところです。

最後にもう一つ、緊急で夜間の支援をするけれど、日中の支援は今使っている事業所でお願いしますというのは、内田委員が話をされたとおりです。入所施設側にしてみたら、やはり負担を少しでも減らしたいから、10分でも15分でも日中活動の場を延長して利用できないかというような話も出てきます。それはやはりネットワークが非常に大切ですし、ネットワークを基盤に考えたら、身近な足元からという話になりやすいところかなと思います。

からお聞きしていました。

(遅塚会長)

この拠点事業ができていくということは、地域で話し合いがきちんとできているということであり、もし緊急的なケースが出て、どう地域で受けとめるかということ話をした上で、足りない機能を入所に相談をしてくれと。それであれば、入所から出てまた地域に戻ることも含めて、一貫した話し合いができるだろうというご指摘であったかと思います。

この流れ図の点で言えば、地域での話し合いを入所施設の場合は入れてもおかしくない。入所施設の役割自体、地域の一つの機能である面もありながら、もう少し広い範囲での機能を持っているという二面性があるということかと思えます。

ご発言いただいている方も多いですが、皆さんいかがでしょうか。

今後の流れですが、整理すべき論点もありますし、また事業者への周知もしっかりやっていたりしながら形をどんどん作っていかないと、時ばかり経ってしまうということかなと思えます。

今までも情報交換会という形で、任意の集まりを市にもご協力いただいて開いてきていますけれど、何らかの形でもう少しまめに話し合いができるような仕組みを作って検討を進めていかないといけないですね。たまに開かれる自立支援協議会だけでは話の進め方が遅くなってしまいそうな気がしますし、三石委員からもコーディネーター連絡会も協力しますよというお話もありましたし、色々な方々が関わるので、また事務局と相談しながら進め方も柔軟に考えていければと思っております。

それでは議題4「地域部会について」事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

議題4、地域部会についてご説明いたします。資料4-1をご覧ください。

こちらは、さいたま市総合振興計画実施計画における「障害者の相談支援体制の強化事業」の目標である、基幹相談支援センターと地域部会の設置についての実績と今後の見通しとなります。

今年度の目標としておりました、4区目の基幹相談支援センターにつきましては、令和3年10月から浦和区障害者生活支援センターやどかりに業務を委託し追加設置といたしました。また、地域部会につきましては、南区で令和4年1月に、浦和区で令和4年2月に設置予定となっております。来年度以降につきましても順次、追加設置を進めてまいります。

続いて、資料4-2をご覧ください。こちらは、地域部会の位置づけのイメージ図です。地域自立支援協議会及び4つの専門部会は、さいたま市の「附属機関等」として位置づけられておりますが、地域部会は運営を基幹相談支援センターに委託していることから、「附属機関等」には当たらないため、地域自立支援協議会と地域部会を別のものとして整理いたしました。

地域部会につきましては、現在要綱を作成中です。障害支援課において作成した要綱案を関係機関等にお示しし、ご意見を頂戴しながら検討を進めており、可能であれば、今年度中に取りまとめたいと考えております。

また、地域自立支援協議会と地域部会を別のものと整理するにあたり、「地域部会」の名称では紛らわしいとのご意見も頂いているため、名称変更も検討しております。

イメージ図の地域部会の囲みの中に「地域の課題を市自立支援協議会へ報告し、市全体で課題を共有する。」とありますが、こちらの報告方法については次の資料でご説明いたします。資料4-3をご覧ください。

昨年度3月の本協議会において、岩槻区地域部会からご報告いただきましたが、今後地域部会が各区に設置されると、全ての地域部会が地域自立支援協議会で報告することは、時間的に困難となります。事務局といたしましては、イメージ図にありますとおり、各地域部会からの報告を集約する場、「(仮称)地域部会運営会議」が必要であると考えております。

資料の3番で、(仮称)地域部会運営会議の開催方法の案をお示ししております。こちらは、本協議会の1か月前を目途に(仮称)地域部会運営会議を開催し、幹事となる基幹相談支援センターが、他の基幹相談支援センターから意見を集約するものです。幹事の基幹相談支援センターの代表者は本協議会に出席し、集約した意見を報告します。

来年度には地域部会設置区が5区となり、(仮称)地域部会運営会議の開催が必要になると考えられますので、ただいまご説明させていただいた案につきまして、今後検討して参りたいと考えております。

議題4「地域部会について」のご説明は以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明についてご質問或いはご意見等あればよろしくお願いたします。

(仮称)地域部会運営会議を開催するという点について、色々な要望事項や意見的なものが10区バラバラに出てくるよりは、全体で話し合っ集約してみてもどうかというのは当然かと思えますし、こういう組織が必要なことはよくわかります。

スケジュール感についてどのようなイメージを持っているのかというのが1つ目の質問です。もう1つは、すでにコーディネーター連絡会議という名前で、委託相談支援事業所の連絡会のような組織がある中、今後基幹が10区に整備された場合にはやはり基幹同士の調整機関も必要だろうというお話をいただいているところですので、それに加えて今回の地域部会運営会議があると、しっかり在り方を考えてスタートしないとイケないということです。

会議ばかり増えてしまっても無駄なので、全体のスケジュールとしてはそういう部分も検討しながら進めなくてはイケないかなと思っていますけれど、以上のことについて、事務局から何かありますか。

(事務局)

まずスケジュール面ですが、今までの地域部会から本協議会に上がってくる時期を踏まえ、年に3回の本協議会の最後の、3月に協議会をやるとして、先ほどご説明したとおり1か月程度前には連絡会議等で議題が整理されているとよろしいのではないかと考えております。

実際の調整については、先程お話に出たコーディネーター連絡会議との連動でございませうけれど、実際コーディネーター連絡会議の所属しているメンバーが、大体障害者生活支援センターの方ですので、そういった場でもご協力いただきながら、おおよそ本協議会の1か月前に間に合うように、意見集約の場としての連絡会議というような形で実施できればと考えております。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます3月の1か月前というのは、今年度の話ですか。

(事務局)

現時点では、今後設置区が増えた際に、説明をする時間が難しいのではないかとということを見据えての案でございます。今年度については、その分量に応じた柔軟な対応をして参りたいと考えております。今後、地域部会の設置が増えて、とても全ての報告或いはご意見をご発表いただくというのが難しいという状況を見据えての提案でございますので、よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。要望の集まり具合によっては、今年度はやらないという意味でしょうか。

(事務局)

今後の連絡会議の運用の取りまとめ状況にもよると考えております。今の時点で立ち上がっている地域部会は2区ですので、時間的に2区とも本協議会で取り扱えるのであれば、そういった形で運用することも考えますし、もし運営会議の検討が3月の協議会までの間に深まっていて間に合うのであれば、運営会議の実際の運用なども考えて参りたいと考えております。

(遅塚会長)

わかりました、ありがとうございます。

意見の出方と、こちら側の会議の準備次第によるということですかね。

(三石委員)

とりまとめの機能は、10区に地域部会が設置されたときには必要になるかなと私も思います。

一点確認ですが、会議の取りまとめは障害支援課が担うということによろしかったでしょうか。それから、基幹相談支援センターと地域部会ができたときに、意見集約をしながら課題整理をして、本協議会に報告するという流れだと思うので、名称としては連絡会議の方が実情には合っているのかなと思いましたので、提案です。

(事務局)

お手元の資料、資料4-3-3「(仮称)地域部会運営会議の開催方法(案)」の資料をご覧くださいと思うのですが、この資料を作ったときの思想として、各地域部会から上がった地域の課題を本協議会に報告し、市全体で課題を共有するという目的から、各基幹相談支援センターで報告内容を精査しある程度整理するということが望ましいと考えております。当然ながら、その中に必要に応じて障害支援課も入って参りたいと思っておりますけれども、報告内容を障害支援課で選別していると捉えられる構造は避ける必要があると考えまして、このような案で掲示させていただきました。

先ほどのご質問に対する回答は以上です。

(三石委員)

意見集約は幹事の基幹相談支援センターが行うとして、会議自体の場に障害支援課が参加していただくことは可能ですか。

(事務局)

どの程度整理されている段階かということにもよるのですが、障害支援課が全く分からない状況で整理されているというのと、実際に本協議会に上げる時の実務としてスムーズにいかないのかなとも考えておりますので、本協議会に上げる内容が大体まとまってくるあたりの段階で、障害支援課も何らかの形で関与させていただければと、今の時点では考えているところです。

(遅塚会長)

ありがとうございます、三石委員よろしいでしょうか。

事務局のご説明は非常に納得がいくといたしますが、地域での困りごとを挙げて、一緒に考えてくださいという地域部会からの意見は、見方を変えると市への要望的な意見でもあるわけですから、取りまとめ自体を市が担ってしまうと、極端なことを言えば自分に都合の悪

いことを弱めることもできてしまいます。ですから基本的に地域部会が中心となって優先順位を付けてくださいという趣旨かと思います。ただ当然ながら、必要に応じて顔を出しますということです。皆さんいかがでしょうか。

(長岡委員)

今の話とは別の話ですが、ネットワークを作っていないと地域部会はうまく回っていないとは思いますが、やはりネットワークのためのネットワークというのはあり得ないと思います。私も現場で話す時は、障害のある方が地域で安心して暮らしていくために、ネットワークを活用するというような言い方をします。そのためのネットワークなのですが、読ませていただいた資料では仕組みが先行していて、形だけ地域部会に参画すればネットワークができるというようにも見えなくはないので、そういうところを一番心配しています。

岩槻区は、仕組みがあったから地域部会や顔の見えるネットワーク会議を作ったというわけではなくて、事業所の連携がないと地域で暮らす障害のある方を支えきれないよねということが根本にあったわけです。そうして10年近くネットワークづくりをやってきた先に地域部会が出来たということです。地域部会も、まず岩槻区だけでもいいから進めましょうという話になった後に、市の地域部会の仕組みが後乗せされたという流れだったかと思っています。

事業者と繋がりをこつこつと作ってきたことと、支援課と支援センターの関係を地道に積み重ねてきて信頼関係ができたことから、そういう流れに持っていったのではないかと思っています。

ネットワークのためのネットワークにしないようにするためには、支援課の方や相談支援事業所の方などが形から入るのではなく、どうしたらみんなの気持ちに火がつくのかということも、障害支援課には真剣に考えて欲しいと思います。

10区も地域部会を作るのは大変だと思いますけれど、どこの区でも、地域部会を立ち上げる節目となるタイミングは必ずあると思います。私はやはりそういう時に、障害支援課の方が必ず顔を出して、強くメッセージを伝えるという姿勢があっただけいいのではないかと思います。地域部会は支援課長が会長というような位置付けなのかもしれないですけど、どう見てもさいたま市の事業ですよね。その主体者である障害支援課は、全ての地域部会や準備会に顔を出す必要はもろろんないとは思いますが、やはり見えなければ、参画している地域のメンバーに火が付かないのではないかと非常に強く思うので、そのあたりは考えていただければと思います。

それから、遅塚会長のお話にもあった、各区からの要望のような形で市に上がっていくと障害支援課の立ち回りが大変になるだろうという話は、まさにその通りだと思いますが、そもそも当時、岩槻区自立支援協議会を立ち上げようという流れで進めていた時に最初にみんな確認したのは、要望はやめようという話です。

要望を上げるだけの集まりでは、区と本庁が対立構造になってしまう可能性もあるでしょうし、自分たちができないものを市がやるべきだ、と要望として上げるのではなくて、自分たちで出来ることを見つけていく部会にしましょうという話が最初にありました。それを皆で確認して岩槻区はスタートしていますから、今、色々な区で地域部会が立ち上がっていくプロセスの中でも、そういう確認をしていくと良いのではないかと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

そうですね、元々ネットワークは、自分たちはこれをする、この辺はやって欲しいという役割分担の話であって、要望というと一方的に市が全部やれと言っているような話になってしまいますから、そうではないという貴重なお話をいただいたかと思います。

先ほど内田委員からもありましたけれど、さいたま市の各区は普通の市よりも大きいこともありますから、こういう組織が本来はあるべきだとは思っています。ただ、長岡委員から、上から形だけ被せるのではなく、事業者や相談や支援課がベースになってそれぞれがやる気にならないと形だけになってしまうから、そこにぜひ市役所から方向性や在り方についてメッセージを発信していただくことが重要ではないかというお話をいただきました。

(三石委員)

地域部会は、障害のある人たちの暮らしを支えていくために、区や地域がどうしていけば良いかということだと思うので、サービスに繋がっている障害のある人達ではなく、無支援の状態におかれている人のことも含めて、ネットワークや支える仕組みをどう作るのか、そのために自分たちができることは何なのかということについて主体的に取り組んでいく必要があります。それでも解決しない社会資源や仕組みも出てくると思います。

それはやはり、さいたま市全体としても課題として考えていくべきことなので、障害支援課も一緒に考えて、共同作業で障害福祉を底上げしていくことが必要だなと感じています。

支援課はもちろんですし、障害支援課とも共同作業で、全市的な障害福祉の向上を図り、どんな重度の障害の人をも取りこぼさない仕組みを作っていくということが、地域部会の中で横と繋がりながら大きなネットワークを作る意味なのかなと思っています。

(加藤委員)

私は地域部会にも出ていないので、地域部会の全体像が全く見えていなかったです。

どこに向かっているのか分からないですし、いつ出来上がるという表も見ることがなかったですが、今回お聞きして良く分かったので私としては良いのですが、素人的には何かが違うような気がしてしまいました。

(遅塚会長)

違うのかなと思う部分とはどのあたりですか。

(加藤委員)

私は前の会長から受け次いで入ってきたので、普通であれば大きな表があって、何年計画であるとか、どこが統括するとかという話があるはずですよ。

そのあたりを見たことがないので、全く頭に入っていないと思う部分がありました。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

地域部会は先ほどから出ていますように、さいたま市は一区当たり 10 万から 20 万近い人口であるのに、年に 2、3 回の地域自立支援協議会では地域のニーズや障害のある方の困り事がなかなか取り上げられないだろうから、区単位でそういう組織を作っていたらどうかという話がずっとありました。

全体のスケジュールとしては、先ほど事務局からご説明いただいた資料 4-1 の下段に載っております、1 区目は岩槻区で 2 区目は中央区。今後の見通しのところに 6 区目まで書かれておりますが、最終的には 10 区全部に作るというお話になっています。

事務局からもご説明お願いできますか。

(事務局)

はい、資料 4-1 で示されているとおり、令和 2 年度までの実績は 2 区ですが、今年度はプラス 2 区、来年度はプラス 1 区ということで、最終的には 10 区に地域部会が存在する状況を目指して進めております。考え方については会長がおっしゃったとおり、130 万人の都市の中で、地域の意見のボトムアップという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。加藤委員、なかなか一言で言われても、はいそうですかとはならないと思うので、また機会を見てお話ができればよろしいかと思えます。

それでは、このようなスケジュールで進めることになっていますが、長岡委員からもご意見があったように、形式的に次の区、次の区とせず、地域で連携する仕組みの話し合いをしながら進めていかないと、ただ形ができて内容が伴わずに事務が増えるだけになってしまいます。本当に役に立つ地域部会を設置できるように、市も各区のアシストをしていただければありがたいかなと思います。

お時間が過ぎてしまいましたので、これで議題としては終了とします。

決められた議事は以上ですので、事務局からその他にありましたらよろしく願いいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

次の協議会は年明け、3月22日(火)に開催する予定でございます。詳細は協議会が近づいたらご連絡いたしますが、今後も委員の方々のご協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(遅塚会長)

それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。